

比率を算出している。

d 高等教育

高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教養教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、短期大学(ジュニアカレッジ)のほかコミュニティ・カレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティ・カレッジである。

e 「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act)」に基づく教育改革

2002年1月に成立した「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act)」に基づく低所得家庭出身者等の生徒の学力向上を目的とした教育改革が実施されている。その内容は、州内統一学力テストを実施し、同テストの成績を中心とした年間向上目標を各学校で策定、年間向上目標未達成の場合は、是正措置を講じることにより学校間の競争を促し、もって学生の学力向上を図る。これらの取り組みを実施する州に同法に基づく連邦補助金を支給する。2005年現在全ての州が受給している。

〈表1-17〉25歳以上の総人口における最終学歴・最高学位別構成(2000年)

	(%)
高 校 中 退 以 下	19.6
高 校 卒	28.6
学 位 未 取 得 (高等教育受講経験あり)	21.1
準 学 士 取 得	6.3
学 士 以 上 取 得	24.4

資料出所 U.S. Census Bureau QT-P20 Educational Attainment by sex : 2000

(2) 資格制度

a 全国的な職業資格制度

技能能力・評価制度に関しては、全国的な職業資格制度として統一するため、1994年の全国技能基準法(National Skill Standards Act)に基づき、全国技能基準委員会(National Skill Standards Board : NSSB)が設置され、基準整備が進められている。2000年4月現在、農業バイオテクノロジーなど4つの産業において技能標準が設定されている。この評価・資格制度は、国のイニシアティブにより全国統一的なものとしてつくられつつも、産業界に具体的役割を担わせ、実践的な職業能力評価制度をめざしていた。

全国技能基準委員会は2003年には連邦政府機関としての役割を終了し、同機関の役割を引き継ぐものとして、全国技能機関委員会機構(National Skill Standards Board Institute : NSSBI^(註4))に組織変更された。

b 中退者に対する高校修了認定^(註5)

(a) 一般教育発達テスト(General Educational Developmental Tests : GEDテスト)

およそ半世紀に及ぶ歴史を持つテストであり、16歳以上の高校中退者で、かつ、学校教育機関に在籍していない者を対象に行われる試験である。合格者には、居住地の州教育局から「高校卒業同等証書(high school equivalency diploma)」が授与される。高校卒業同等証書は、全米の高等教育機関のおよそ95%が通常の高卒業証書と同等に扱っており、公的奨励金を得る上でも通常の卒業証書取得者との格差は一切ない。合格者も年々増えており、高校中退した者の就労における安定度を高める手段として有効に機能している(表1-18)。

〈表1-18〉GED テストの受験・合格状況の推移

年	受験者数	高校卒業同等 証書発行数 (=合格者数)	高校卒業同等証書受領者の年齢構成				
			19歳 以下	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35歳 以上
1975	—	340,000	33%	26%	14%	9%	18%
1980	—	479,000	37%	27%	13%	8%	15%
1985	—	413,000	32%	26%	15%	10%	16%
1990	714,000	410,000	36%	25%	13%	10%	15%
1995	787,000	504,000	38%	25%	13%	9%	15%
2000	811,000	487,000	45%	25%	11%	7%	13%
2001	1,016,000	648,000	41%	26%	11%	8%	14%

資料出所 National Center for Education Statistics, Digest of Education Statistics 2002, Table 106

(3) 就職

アメリカには新卒の大学生を一括採用する慣習がないため、就職活動は、学校、学生ごとに多様なものとなっている。

ただし、アメリカの多くの大学では、インターンシップの経験が単位になるため多くの学生がインターンシップに参加している。多くの場合、アメリカ人学生は1年生の頃から、企業でインターンシップを行い、相互に気に入ったら、その企業にそのまま就職する。また、インターンシップの経験を生かして卒業後就職することも多い。

アメリカでは、一般的に5月に卒業する(入学時期にもより異なり、また、単位が取れ次第卒業する。)ため、早ければその1年前くらいから、遅くても半年くらい前から、就職活動を始める。就職活動の方法は、大学の就職課の活用、担当教授からの紹介、企業が大学で行う採用活動の際に応募、新聞等の求人広告への応募など様々であり、これが一般的といった就職活動はみられない。

卒業時期と就職時期との関係についても、採用企業により異なり、採用決定後速やかに出勤を求められる場合もあるが、卒業後の就職となる場合もあり、多様である。

なお、卒業までに仕事が見つからない場合には、派遣、パートタイムの短期の仕事をしながらか、引き続き、就職活動を行うこととなる。

4 若者のキャリア形成及び就職支援

(1) 学校教育

a キャリア・アカデミー(Career Academy)^(注6)

(a) 概要

低学力や出席不振などの問題を抱える生徒向けに独自のカリキュラムを設定したキャリア・アカデミーと呼ばれるコースを学校内に設け、職業教育及び一般教育(academic)科目の系統的学習を行うほか、夏休みに協力企業において実際に就労する。学校内に独自のカリキュラムを持つコースを設定するという特徴からアメリカでは学校内学校(school-within-a-school)と呼ばれることも多い。

1969年にフィラデルフィア市に設立されたフィラデルフィア・アカデミーが先行的実践事例といわれ、1980

年代にカリフォルニア州やニューヨーク市を中心に制度として公認され、1990年代に入り、全米的な広がりを見せている。全国の高校のうち、2,500校近く(約24%)がキャリア・アカデミーを運営している。

(b) 管理運営主体

各学校

(c) 具体的内容

高校における「学校内学校(school-within-a-school)」として位置づけられ、高校の生徒とは別に募集し、選考された生徒を対象とし、当該地域で雇用機会が十分にある職業分野に焦点を当てつつ、それに並行して一般教育科目の系統的学習を行う。また、企業や自治体との協力のもと、アカデミーに在籍する生徒に企業における夏季雇用の機会などが与えられる。

b コオペラティブ教育(Cooperative education/Co-op Education)^(注7)

(a) 概要

有給を前提とした中等教育や高等教育段階での職場実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。

20世紀初頭からの古い歴史を持つ教育であり、1960年には全米の高校の40%で実施されていたとする報告もある。

(b) 管理運営主体

各学校及び対象となる事業主

(c) 対象者及び適用要件

主に12年生(日本における高校3年生)

(d) 具体的内容

通常、①最低でもフルタイム換算で延べ一学期分の労働が含まれ(学期中を通してフルタイム労働をするケースと、午前学習、午後労働のようにパートタイム労働をするケースがある)、②学校及び事業主が就労状況をチェック、③労働に対して報酬が支払われ、④単位となったり、学位授与の要件となるなどコオペラティブ教